

4 地 第 318 号
4 農 産 第 5309 号
4 畜 産 第 2826 号
4 経 営 第 3175 号
令和 5 年 3 月 31 日

各地方農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿

大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
農産局長
畜産局長
経営局長

自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について

近年、気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化し、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨など、これまでの想定を超える災害が全国各地で頻繁に発生しており、河川の氾濫や土砂災害等により、農地への土砂流入、農業用ハウスや畜舎、機械の損壊など、農業分野に大きな被害が生じている。

今後も発生し得る災害に備えるため、農林水産省では、国土強靱化基本計画に基づき、排水機場の整備・改修等のハード対策とともに、ハザードマップ作成等のソフト対策を組み合わせ、防災・減災対策を推進しているところであるが、自然災害による農業分野への被害を最小限にとどめるためには、農業者自身が災害リスクを認識し、必要な対策を適切に講じることが重要である。

このため、農業者を含む関係者が災害リスクを認識した上で、災害への備えに万全を期すことができるよう、下記事項に御留意願いたい。

なお、都道府県知事に対しては、別途通知したことを申し添える。

記

1 自然災害リスクの把握について

農業経営における自然災害リスクに備えるためには、農業者自身がハザードマップや浸水想定区域の確認等を通じて、農地や農業用ハウス、畜舎、農業機械などの経営基盤が抱えるリスクを把握し、正しく認識する必要がある。その上で、栽培品目、栽培方法、設備投資、農地の確保、補助事業の活用等の経営計画の策定や、浸水や土砂災害を想定した農業用ハウス、畜舎等の補強や農機具等の避難場所確保、各種保険の加入等の事前の備えを適切に行うことが重要である。このため、農業者が自然災害リスクを把握し、正しく認識できるよう、営農指導や補助事業の実施等あらゆる機会を捉えて、必要な情報提供や啓発等に努められたい。

また、新規就農者は農地や機械、施設等の取得に多額の初期投資を行い経営基盤が脆弱な場合も多く、自然災害が農業経営に与える影響は一般の農業者より大きいものとなる。移住を伴う就農の場合等には、地域の自然災害リスクの認識が十分でないことも考えられる。

このため、市町村は、地域計画（目標地区）において新規就農者のためのエリアを設定する場合においては、自然災害をはじめとしたリスク等に配慮し、円滑な新規就農の促進に努

められたい。また、農地中間管理機構、農業委員会等は、特に新規就農者に係る農地の利用関係の調整に当たっては、これらのリスク等について情報提供に努められたい。さらに、市町村等は、特に新規就農者の就農に当たっては、農業者の経営基盤や技術レベル、自然災害リスクをはじめとした周辺環境のリスクも考慮した上で、機械・施設の導入、栽培品目の選定などについて適切な助言を行うほか、新規就農者が自然災害リスクを正しく認識できるよう必要な情報提供について特に留意されたい。

なお、自然災害リスクを考慮した農地等の斡旋や農業者に対する指導、情報提供を行う行政職員等は所管する地域の自然災害リスクを熟知している必要があることから、研修等を通じて職員等の知見の蓄積に努められたい。

2 自然災害リスクを踏まえた取組について

我が国は地形が急峻なため河川は著しく急勾配であり、ひとたび大雨に見舞われると急激に河川流量が増加する。洪水時の河川水位より低い農地等は、河川の氾濫等による被害を受けやすい地理的条件下にある。このため、浸水や土砂災害等の自然災害を想定した事業継続計画を農業者自らが策定し、リスクに対する備えに取り組むことが重要である。

農林水産省では、令和3年1月に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」のフォーマットを策定した。BCPは、自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画である。チェックリストは、自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目について確認できるリスクマネジメント編と、被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティネット等、事前に想定しておくべき事項について確認できる事業継続編から構成されており、チェックリストを活用することで農業版BCPを簡易に作成することができる。

農林水産省では、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農業経営改善計画及び青年等就農計画の計画認定時には、これらを添付することを農業者に促しているところであり、引き続き、これらも活用しつつ、農業者のリスクに対する備えがより一層充実するよう、営農指導や補助事業の実施等あらゆる機会を捉えて農業者への働きかけに努められたい。

4 地 第 318 号
4 農 産 第 5309 号
4 畜 産 第 2826 号
4 経 営 第 3175 号
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
農林水産省農産局長
農林水産省畜産局長
農林水産省経営局長

自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について

近年、気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化し、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨など、これまでの想定を超える災害が全国各地で頻繁に発生しており、河川の氾濫や土砂災害等により、農地への土砂流入、農業用ハウスや畜舎、機械の損壊など、農業分野に大きな被害が生じている。

今後も発生し得る災害に備えるため、農林水産省では、国土強靱化基本計画に基づき、排水機場の整備・改修等のハード対策とともに、ハザードマップ作成等のソフト対策を組み合わせ、防災・減災対策を推進しているところであるが、自然災害による農業分野への被害を最小限にとどめるためには、農業者自身が災害リスクを認識し、必要な対策を適切に講じることが重要である。

このため、農業者を含む関係者が災害リスクを認識した上で、災害への備えに万全を期すことができるよう、下記事項に御留意願いたい。

なお、このことについて、貴管下の市町村、農業委員会、農地中間管理機構及び関係農業協同組合にも通知願いたい。

記

1 自然災害リスクの把握について

農業経営における自然災害リスクに備えるためには、農業者自身がハザードマップや浸水想定区域の確認等を通じて、農地や農業用ハウス、畜舎、農業機械などの経営基盤が抱えるリスクを把握し、正しく認識する必要がある。その上で、栽培品目、栽培方法、設備投資、農地の確保、補助事業の活用等の経営計画の策定や、浸水や土砂災害を想定した農業用ハウス、畜舎等の補強や農機具等の避難場所確保、各種保険の加入等の事前の備えを適切に行うことが重要である。このため、農業者が自然災害リスクを把握し、正しく認識できるよう、営農指導や補助事業の実施等あらゆる機会を捉えて、必要な情報提供や啓発等に努められたい。

また、新規就農者は農地や機械、施設等の取得に多額の初期投資を行い経営基盤が脆弱な場合も多く、自然災害が農業経営に与える影響は一般の農業者より大きいものとなる。移住を伴う就農の場合等には、地域の自然災害リスクの認識が十分でないことも考えられる。

このため、市町村は、地域計画（目標地図）において新規就農者のためのエリアを設定する場合においては、自然災害をはじめとしたリスク等に配慮し、円滑な新規就農の促進に努

められたい。また、農地中間管理機構、農業委員会等は、特に新規就農者に係る農地の利用関係の調整に当たっては、これらのリスク等について情報提供に努められたい。さらに、市町村等は、特に新規就農者の就農に当たっては、農業者の経営基盤や技術レベル、自然災害リスクをはじめとした周辺環境のリスクも考慮した上で、機械・施設の導入、栽培品目の選定などについて適切な助言を行うほか、新規就農者が自然災害リスクを正しく認識できるよう必要な情報提供について特に留意されたい。

なお、自然災害リスクを考慮した農地等の斡旋や農業者に対する指導、情報提供を行う行政職員等は所管する地域の自然災害リスクを熟知している必要があることから、研修等を通じて職員等の知見の蓄積に努められたい。

2 自然災害リスクを踏まえた取組について

我が国は地形が急峻なため河川は著しく急勾配であり、ひとたび大雨に見舞われると急激に河川流量が増加する。洪水時の河川水位より低い農地等は、河川の氾濫等による被害を受けやすい地理的条件下にある。このため、浸水や土砂災害等の自然災害を想定した事業継続計画を農業者自らが策定し、リスクに対する備えに取り組むことが重要である。

農林水産省では、令和3年1月に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」のフォーマットを策定した。BCPは、自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画である。チェックリストは、自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目について確認できるリスクマネジメント編と、被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティネット等、事前に想定しておくべき事項について確認できる事業継続編から構成されており、チェックリストを活用することで農業版BCPを簡易に作成することができる。

農林水産省では、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農業経営改善計画及び青年等就農計画の計画認定時には、これらを添付することを農業者に促しているところであり、引き続き、これらも活用しつつ、農業者のリスクに対する備えがより一層充実するよう、営農指導や補助事業の実施等あらゆる機会を捉えて農業者への働きかけに努められたい。